

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：34503

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K19854

研究課題名（和文）子どもをもつ女子受刑者の子育て養育能力向上に向けた支援教育プログラム開発

研究課題名（英文）Developing an educational program to improve the parenting skills of incarcerated mothers rearing children

研究代表者

鈴井 江三子（SUZUI, EMIKO）

大手前大学・国際看護学部・教授

研究者番号：20289218

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：女子受刑者で18歳未満の子どもをもつ母親40名のうち、本調査に同意の得られた31名を対象に未成年期の家族形態、行動特徴、及び出所後の身元引受人の有無、家族との関係性、収監に関する子どもへの説明、及び出所後の子育てについて聞き取り調査を行った。

その結果、女子受刑者が育った養育環境は家族構成員そのものが不安定であり、特に義父や内夫の場合は子どもへの性暴力や恐怖体験の発生割合が高くPTSDを有していた。身元引受人の未定者は覚せい剤が圧倒的に多く、出所後のサポートが乏しいことが分かった。この他、出所後、子どもにどう説明したら良いのか分からず、出所前になると不安が強くなるということが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

女子受刑者を対象にした先行研究は罪名別や病歴等がであったが、本調査では18歳未満の子どもをもつ受刑者を対象に聞き取り調査を行い、子どもへの養育能力を明らかにした点が本邦初である。

その結果、殆どの女子受刑者は児童虐待を受けた経験をもち、特に、義父や内夫の場合は子どもへの性暴力や恐怖体験の発生割合が高く、今も深刻なPTSDを有していることが分かった。また、適切な養育体験が乏しいことから子育てに自信がなく、児童虐待の負の連鎖となっていた。そして、家族機能が脆弱なために出所後のサポートがなく再犯に繋がっていた。これらの結果から、再犯防止を考える上で学術的、社会的意義がある研究である。

研究成果の概要（英文）：Interviews were conducted with incarcerated mothers who were rearing younger than 18 years old children. Thirty one out of 40 targeted mothers consented to the interview. Interview contents related to their family structure and their behavioral characteristics, the existence of someone who would support them, their relationship to family members, explaining imprisonment to children.

Results showed that incarcerated mothers had grown up in parental environments with unstable family structures, especially noticeable was the presence of a stepfather or a common law husband who had sexually abused causing them to leave in fear as expressed by those presenting PTSD. Most stimulant drug dealers did not have a supporter waiting for them after release, showing that support after release is scarce. Finally, mothers were not sure if it was good to explain their children about their imprisonment. The level of anxiety experienced by these mothers may be higher when they are about to be released.

研究分野：助産学、生涯発達看護学

キーワード：女子受刑者 子育て養育能力 児童虐待 再犯防止 養育体験 行動特徴

1. 研究開始当初の背景

先行研究により、受刑者は自己存在感の脆弱さが児童虐待を受けた被害児童としての行動特徴^{1),2)}であるとの認識がなく、自己肯定感は非常に低く、適切な親役割行動を教育³⁾しても効果的な子育て指導に繋がりにくいと考えた。一方、日本における受刑者を対象とした調査報告は僅かであり、受刑者の罪名分類、刑期等の実態や既往歴⁴⁾、例えば性感染症や月経異常、HB や C 型肝炎の罹患率に関する報告等⁵⁾がある。また、人格の特徴的傾向に関する報告では、覚せい剤や薬物取締法違反で入所した受刑者の性格的特徴^{6),7),8)}、及び子殺し⁹⁾または殺人受刑者に関する家族機能や人格・発達障害との関連を調査したものの¹⁰⁾があり、犯罪と関連の深い人格的傾向として反社会性人格障害が指摘されている。

2. 研究の目的

児童虐待の負の連鎖を断つ意味から、子どもをもつ受刑者の未成年期における養育体験、行動特徴、及び出所後の身元引受人や出所に伴う課題等を明らかにし、彼女たちが適切な養育行動が行えるような子育て支援の方法を考察する必要があると考えた。

3. 研究の方法

K 刑務所の全受刑者 171 人中、出所時に 18 歳未満の子どもを有し、本研究に同意の得られた 31 人/40 人中(77.5%)を対象者とした。調査協力依頼は刑務官から女子受刑者に文章と口頭により説明をしてもらい、文章による同意を得た者を対象に、再度、研究代表者が研究に関する説明を文章と口頭により行い、同意の最終確認を得た。調査期間は 2017 年 8 月初め～2017 年 10 月末までであった。

調査方法はインタビューガイドを用いた半構成的面接法による聞き取り調査を実施した。調査内容は子どもの頃の家族構成と家庭環境、未成年期(主に小学生、中学生、高校生)の養育体験、及び未成年期の行動、出所後の身元引受人、収監に関する子どもへの説明、及び出所後の子育て支援等であり、これらの質問内容を元に会話を進め、会話の流れの中で対象者の年齢、罪名、刑期の回数、婚姻形態、子どもの数と年齢及び性別、子どもの養育者及び夫(元夫)の現況、既往歴等に関する属性も調査した。

分析は質的帰納的方法により行い、インタビューガイドに沿って作成した分析基礎表を基に、家族構成と家庭環境、親の養育態度、未成年期の行動特徴の部分を抽出し、コード化した後に、類似した意味のコードを集めカテゴリー化を行った。次いで、カテゴリー化したとの内容を罪名別、家族構成別に分けて分析し、受刑者の養育体験と未成年期の行動特徴を明らかにした。養育体験の分類は厚生労働省の児童虐待の定義¹¹⁾である 4 種類を用いて行ったが、該当しないものはカテゴリー化して命名した。

本研究は法務省矯正局、K 刑務所、大手前大学倫理委員会の承認(20170804-3)、及び K 刑務所長と研究代表者との共同研究協定書を締結後、女子受刑者の同意を得て実施した。特に、研究遂行に際し、対象者の人権擁護およびプライバシー保護に加えて、いつでも会話が中断できることを説明し、調査中は受刑者の意志を尊重することに留意した。

4. 研究成果

聞き取り調査時間は総計 26 時間 47 分(平均 52.9 分)であり、調査協力の得られた 31 人中、会話が可能であった受刑者 30 人を分析対象とした。

対象者の平均年齢は 36.7 (SD8.4) 歳(範囲 20～51 歳)で 40 代が 14 人と最も多く、次いで 30 代 8 人、20 代 7 人、50 代 1 人の順であった。婚姻形態は既婚 11 人、離婚 18 人、未婚 1 人であった。初回の結婚年齢は「16 歳～17 歳」9 人、「18 歳～19 歳」9 人、「20 歳～21 歳」5 人、「22 歳以上」7 人であり、6 割が 20 歳以下で結婚をしていた。入所時の罪名は「覚せい剤取締法違反(以下覚せい剤)」20 人、「窃

盗」6人、及び「傷害等」4人であり、窃盗と傷害等は重複していることから、覚せい剤と窃盗及び傷害等の2群に区別できた。覚せい剤の使用開始年齢は「11歳～15歳」6人、「16歳～19歳」9人、「20歳～29歳」3人、「30歳～39歳」1人、「40歳以上」1人で、未成年期からの使用者は15人（75%）であった。使用開始の契機は「元彼・夫」が15人（75%）であり、この12人の「元彼・夫」は覚せい剤による入所歴があった。その他、未成年期のシンナー常用者17人のうち、「覚せい剤」に移行した者は14人（70%）であり、シンナー常用者の7割は覚せい剤の使用へと移行していた。

2) 受刑者の語りからみた養育体験の分類

受刑者の養育体験は、拳や木刀等により殴られる等の「身体的虐待」、無視や暴言以外に、夫婦喧嘩や実母と祖父との殴りあいを見せられる「心理的虐待」、食事や入浴等の世話を一切してもらえない「ネグレクト」、連日の無断外泊や不登校であっても親から関心をもたれない「放任」、暴力による性行為等の「性的虐待」、友人や勉強等、全てを親が決めて逆らえない「支配・抑圧」、及び、実母によって目の前で繰り返される自殺未遂や、義父に包丁で切られる等の「恐怖体験」に分類することができた。そして、受刑者はこれらの児童虐待を幼少期から複合的に執拗に受け続けていた。

3) 未成年期の家族構成と罪名別にみた養育体験

受刑者がもつ未成年期の家族構成は「両親」13人、「ひとり親」9人、「ひとり親+義父（内夫）」8人の3つに分類できた。これらを罪名別で分けると「両親×覚せい剤」、「両親×窃盗及び傷害等」、「ひとり親×覚せい剤」、「ひとり親×窃盗及び傷害等」、「ひとり親+義父（内夫）×覚せい剤」、「ひとり親+窃盗」の6区分に分けることができた。このうち「ひとり親+義父（内夫）×覚せい剤」と「ひとり親+窃盗・傷害」をみた場合、両者は類似しており、ネグレクト・放任7人、身体的虐待3人、性的虐待3人、心理的虐待3人、恐怖体験3人であり、両親またはひとり親の家族構成で育った受刑者より、児童虐待の重症度は高く、その割合も多かった。

以上、未成年期における受刑者の家族構成と罪名別に養育体験をみると、「両親・ひとり親」の家族構成では、覚せい剤で入所している受刑者の方が、窃盗や傷害で入所している受刑者よりも重症度の高い児童虐待を受けた者が多かった。しかし、「ひとり親+義父（内夫）」の家族構成で育った受刑者は、罪名に関係なく、性虐待と恐怖体験を経験している者が特に多かった。

4) 受刑者の家族構成と罪名別にみた未成年期の行動特徴

未成年期の家族構成が「ひとり親+義父（内夫）」の場合、小学生から暴力行為がみられ、中学生になると破壊的な攻撃性と暴力行為の凶悪化に加えて、犯罪性のある行動へと移行する特徴がみられ、少年院・鑑別所に繰り返し入所していることが特徴的であった。

以上、受刑者の家族構成と罪名別に未成年期の行動特徴をみた場合、覚せい剤の受刑者の方が窃盗や傷害よりも、虞犯や攻撃性のある暴力行為が小学生の頃から見られ、経年的にその行為が凶悪化し、増強している傾向にあった。着目すべきは「ひとり親+義父（内夫）」の家族構成であり、罪名に関係なく、特に中学生以降になると自傷行為も含めて破壊的な攻撃性と暴力行為の凶悪化に加えて、犯罪行為の顕在化が特徴的であった。

5) 罪名別・婚姻別にみた女子受刑者の家族状況と出所後の身元引受人

(1) 覚せい剤による女子受刑者の家族状況と身元引受人

覚せい剤の家族状況をみた場合、婚姻形態に関係なく、20名のうち10名の夫・元夫は覚せい剤により収監中か保護観察または執行猶予中であり身元引受人になれなかった。次いで、覚せい剤の身元引受人

を婚姻別でみた場合、有配偶者 8 名の場合は実母 4 名、更生保護施設（以下、保護会）2 名、夫 1 名、未定者 1 名と、8 名中 7 名の身元引受人が決まり、未定者は 1 名のみであった。他方、離婚者の身元引受人をみた場合、実母 1 名、保護会 2 名、元夫 1 名、内夫 1 名、未定者 7 名であり、身元引受人が決まっていたのは 12 名中 5 名であった。また、身元引受人が未定者の入所回数をみると、3 回以上入所している人が 7 名中 5 名であった。この他、夫や元夫または内夫が身元引受人になるのは 20 名中 3 名であった。

（2）窃盗・傷害等による女子受刑者の家族状況と身元引受人（表 3）

窃盗・傷害等の場合、出所後の身元引受人をみると、有配偶者は実母 2 名、夫 1 名、内夫 1 名、離婚者は実母 3 名、保護会 1 名、未定者 1 名、未婚者は実母 1 名と、実母の身元引受人が 10 名中 6 名であった。次いで夫・内夫 2 名、保護会 1 名、調整中 1 名であり、身元引受人の未定者はいなかった。つまり、窃盗・傷害等で収監されている人は、調整中の 1 名を除いた 9 名が実母や夫等の家族が身元引受人であった。

6) 収監に関する子どもへの説明について

覚せい剤の場合、子どもに説明している人は 20 名中 8 名、窃盗・傷害等の場合は 10 名中 1 名であり、収監中の説明のない 7 名は、母親の不在の理由について事実とは異なる説明を行っていた。そのため、子どもに事実を伝えていない女子受刑者は、出所後、子どもに長期不在の理由や収監の事実をどう説明したら良いのか分からず、子どもに聞かれた際の説明内容や、説明する時期などについて不安があると語っていた。

考察

1. 児童虐待による受刑者の養育体験と人格形成への影響

受刑者の人格的特徴として自己肯定感や規範意識の低さ、反社会的行動や人格障害等が報告され、受刑者の人格は正常から逸脱した特異性を有し犯罪を起因する^{6),7),8)}理由であると指摘されている。しかし、今回の調査を行うことで、受刑者の人格的特徴が形成される背景が明らかになった。よって、なぜそういった人格にならざるを得なかったのかを理解し、心理的なケアや必要に応じて医療的介入を行い、精神疾患等を同時に治療しながら、子育てをする意識を促す方策が必要であると考えられる。

2. 犯罪へと誘引される未成年期の行動特徴

受刑者が育った家庭は様々な暴力が常態化していた。そのなかで育った受刑者は不安と緊張、恐怖と孤独等の感情が高まり、不安定な精神状態のまま生育してきたと考えられる。よって、子どもを護る補導が重要であることは言うまでもないが、補導後、こういった理由から家出をするのか、丁寧な対応をして必要に応じて子どもを施設等で保護することも重要であると考えられる。

3. 子どもへの性暴力が発生しやすい家族構成と、子どもへの影響

今回、注目すべき結果として義父（内父）が暮らす家族構成は、性暴力や恐怖体験が発生しやすい環境であった。また、母親の関心が被害児童の娘ではなく義父（内夫）に向かい、その相手が不特定多数の場合は、実母への喪失感や怒りが大きく、その感情を持って余すように、自暴自棄となり破壊的な暴力行為を繰り返すことから、女兒にとって、実父以外の異性が暮らす環境は過度の緊張とストレスが強い状況であると考えられる。

他方、実父からの性暴力を受けていた受刑者は、破壊的な暴力行為は語られなかったが、覚せい剤による入所歴をみると 5 回であり、約 20 年間は矯正施設で過ごしていた。この受刑者が語った、「今も、誘う目つきや声が突然聞こえて胸を搔きむしるほど苦しい」という言葉から、性暴力被害の深刻さを改め

て痛感させられた。

4. 女子受刑者に対する継続した社会的支援の必要性

再犯防止に向けて、入所中から行う生活改善指導に加えて^{12),13)}、家族等との関係性の再構築や面会の機会を促し、身近な人との関係を良好にするための支援が必要不可欠である。

5. 入所中から求められる子どもとの関わりとその支援

既に母子関係が破綻してその修復が難しく、子どもが親との関係を拒む場合も少なくはない¹⁴⁾。また、父親のそれぞれ違う子どもを何人出産しても、子どもへの関心が希薄な女子受刑者もいる。よって、子どもをもつ女子受刑者への支援は、子どもにとっての利益を最優先に考えながら、女子受刑者と子どもを取り巻く家族や親族との関係修復に関わるホリスティックな社会的支援が望まれる。

<引用文献>

- 1) 鈴井江三子, 齋藤雅子, 飯尾祐加, 他. 学童保育指導員が認識する虐待徴候. 母性衛生. 2014, 54(1), 51-60.
- 2) 鈴井江三子, 齋藤雅子, 飯尾祐加, 他. 学童保育指導員が認識した入所時の児童虐待被害児童と親の行動の特徴. 小児保健研究. 2015, 74(2), 254-260.
- 3) 柿崎真澄. 子育てが必要な女子受刑者に対する改善指導. 刑政. 2015, 126(9), 118-124.
- 4) 名執雅子. 女子受刑者等の処遇に関する施策の現状と課題-女性の特性に応じた処遇と女子矯正施設の運営-. 法律のひろば. 2013, 66(8), 4-9.
- 5) 奈良浩介, 河野正樹, 五十嵐正紘. 女子受刑者の肝炎ウイルス抗体ならびにヒト免疫不全ウイルス陽性率に関する研究. 日本公衆衛生. 1997, 44(1), 55-60.
- 6) 小柳武. 覚せい剤受刑者の処遇に対する類型化の試み. 犯罪社会学研究. 1982, 7, 55-71.
- 7) 有田千枝. 現代の女子受刑者 成育歴と依存~薬物事犯者の特性. 犯罪と非行. 1999, 120, 198-220.
- 8) 久我澗子. 受刑者の生活歴からみた女性犯罪. 犯罪社会学研究. 1977, 2, 106-118.
- 9) 石原慶子. 子殺し女子受刑者の研究. 犯罪心理学研究. 1984, 1(1), 11-24.
- 10) 平間さゆり, 牛木潤子, 小島秀吾, 他. 我が国の女子殺人受刑者に関する研究 家族機能・パーソナリティ・発達障害の傾向を他罪種と比較して. 国際医療福祉大学学会誌. 2016, 21(2), 37-47.
- 11) 児童虐待の定義と現状, 厚生労働省, 2018.
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html>(アクセス: 2018年8月3日)
- 12) 柿崎真澄. 子育てが必要な女子受刑者に対する改善指導. 刑政, 2015, 126(9), pp.118-124
- 13) 名執雅子. 女子受刑者等の処遇に関する施策の現状と課題-女性の特性に応じた処遇と女子矯正施設の運営-. 法律のひろば, 2013, 66(8), pp.4-9
- 14) 西田麻衣子. 刑事施設内における子の養育 子の最善の利益からの一考察, 地域保健, 2019, 50(1), pp40-43

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 鈴井江三子、エレラ・ルルデス、判治康代、笠松由利	4. 巻 6(2)
2. 論文標題 子どもをもつ女子受刑者の家族とその関係性に関する出所時の課題-再犯防止に向けた支援への一考察-	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本フォレンジック看護学会誌	6. 最初と最後の頁 19-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） ISSN 2188-8493	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 鈴井江三子、齋藤雅子、芳田茂樹、飯尾祐加、山名華代、中井祐一郎、岩崎千歳、大橋一友	4. 巻 60(1)
2. 論文標題 子どもをもつ女子受刑者への養育体験と未成年期の行動特徴	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 母性衛生	6. 最初と最後の頁 118-127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） ISSN 0388-1512	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 鈴井江三子	4. 巻 72(4)
2. 論文標題 子どもをもつ女子受刑者への子育て支援と助産師の役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 助産雑誌	6. 最初と最後の頁 276-280
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 鈴井江三子、芳田茂樹、飯尾祐加、山名華代、齋藤雅子、中井祐一郎、岩崎千歳、大橋一友
2. 発表標題 18歳未満の子どもをもつ女子受刑者の実情と子育てへの課題
3. 学会等名 日本母性衛生学会学術集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Emiko Suzui, Shigeki Yoshida, Yuka Iio, Kayo Yamana, Masako Saito, Yuichiro Nakai, Kazutomo Ohashi
2. 発表標題 Imprisoned women's childcare experience and characteristics of their pre-adult behavior
3. 学会等名 22nd EAFONS 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鈴井江三子
2. 発表標題 女子受刑者へのケアからみえる児童虐待の負の連鎖と、母子への支援
3. 学会等名 第58回日本母性衛生学会・学術集会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大橋 一友 (Ohashi Kazutomo) (30203897)	大手前大学・国際看護学部・教授 (34503)	
研究分担者	中井 祐一郎 (Yuichiro Nakai) (50271193)	川崎医科大学・医学部・准教授 (35303)	
研究分担者	飯尾 祐加 (Iio Yuka) (70454791)	兵庫医療大学・看護学部・講師 (34533)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	斉藤 雅子 (Masako Saito) (80511617)	大手前大学・国際看護学部・教授 (34503)	
研究 協力者	ルルデス (Lourdes Herrera)		
研究 協力者	判治 康代 (Hanji Yasuyo)		
研究 協力者	芳田 茂樹 (Yoshida Shigeki)		
研究 協力者	笠松 由利 (Kasamatsu Yuri)		
研究 協力者	山名 華代 (Yamana Kayo)		
研究 協力者	岩崎 千歳 (Iwasaki Chitose)		